

特別使用料の新旧表

現行		見直し後	
区分	割合	区分	割合
入場料等の額が1,000円未満	5割	入場料等の額が1,000円未満	5割
入場料等の額が1,000円以上3,000円未満	10割	入場料等の額が1,000円以上	10割
入場料等の額が3,000円以上	15割		
営利、営業、宣伝を目的とする場合	15割	営利、営業、宣伝を目的とする場合	10割